

I. 巻頭言

5期目を迎えて

日本商品先物取引協会

会長 荒井史勇^{あらいふみお}

この度、平成 24 年 6 月 15 日開催の通常総会において、日本商品先物取引協会（日商協）会長に再任されました。会報の場をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

私が日商協の会長に就任したのは平成 16 年 6 月のこととなります。それまでの国内市場の出来高は右肩上がりでありましたが、同時に非常に多くの商品先物取引に係る苦情相談が発生している時期でもありました。

就任からの約 8 年の間に行われた 2 度の大きな法改正のほか、本会が数次にわたって行った会員や外務員を対象としたプログラム、そして会員自らの努力の甲斐もあって、国民生活センターが集計した商品先物取引の苦情相談件数は、ピークであった平成 16 年当時と比べて平成 23 年はおよそ 4 分の 1、国内市場取引に限れば 10 分の 1 以下にまで減少いたしました。

その一方で、国内市場の出来高は平成 15 年でピークアウトし、平成 22 年にはおよそ 5 分の 1 の水準まで落ち込みました。

このような状況も踏まえ、主務大臣から「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度のあり方いかん。」との諮問を受け、本年 2 月から 6 月にかけて産業構造審議会（産構審）商品先物取引分科会が開催されました。テーマは総合的な取引所の実現のための制度のあり方や市場活性化、健全な発展の方策ということでしたが、苦情相談件数が大幅に減少したにもかかわらず、依然としてトラブルの実態を含めて当業界に対して厳しい意見が出され、8 月に公表された報告書において、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等の積極的な取組み、商品先物取引業者自らのコンプライアンスの向上、外務員の法令遵守意識の徹底が強く求められることとなりました。

これに対応するため、5 期目の最初の大きな仕事として 9 月 26 日の理事会において「コンプライアンス体制確立プログラム」を決定しました。これは、①コンプライアンス体制確立、②外務員の資質向上、③協会事業の展開を柱として、特に一般個人を相手方とした対面営業のトラブル発生を最小化し、さらなる信頼性の向上を通じて公正かつ円滑な商品デリバティブ取引の実現を目指すものです。今後は本プログラムに基づき、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るための諸施策を実施してまいります。社会的な背景を含め本プログラムに対するご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、今後の協会運営においては、昨今の会員のビジネスモデルの多様化や平成 23 年 1 月からの会員基盤の変化を踏まえて、会員の皆様とのコミュニケーションを今まで以上

に大切にすることを心掛けてまいりますとともに、これから総合取引所実現に向けた動きが加速することも想定されますので、こうした動きに柔軟に対応しながら、社会的な信頼の確保を目指して自主規制に取り組んでまいります。

最後になりますが、リーマンショック以降のグローバル経済の急速な変化の中で会員の皆様には厳しい状況が続いており、まさに正念場という時に 5 期目を迎えることとなりました。改めて身の引き締まる思いでございます。微力ではありますが、先物取引をはじめ商品デリバティブ取引の公正かつ円滑な推進のため、これまでの経験をもとに全力を尽くしてまいりたいと存じますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ. 役員及び委員会委員の改選

1. 役員（理事及び監事）の改選

平成 24 年度は役員（理事、監事）の改選期でした。

会員役員については会員役員選考委員会（5 月 9 日開催）で理事 4 名、監事 1 名の候補者を推薦し、会員外役員については会長が理事 10 名、監事 2 名の候補者を選定しました。

この 17 名（理事 14 名、監事 3 名）が第 21 回通常総会（6 月 15 日開催）において満場一致で選任されました。

新理事の選任を受けて、同日開催の第 107 回理事会で会長、副会長及び専務理事の互選を行い、会長に荒井史男理事（弁護士）、副会長に二家勝明理事（日産センチュリー証券株式会社代表取締役相談役）及び守田猛理事、専務理事に杉田定大理事が選任されました。

◆ 役員

| 役名 | 氏名 | 会員/会員外 | 所属・役職等 |
|------|-------|--------|-------------------------------|
| 会長 | 荒井 史男 | 会員外 | 弁護士 |
| 副会長 | 二家 勝明 | 会員 | 日産センチュリー証券(株)代表取締役相談役 |
| 副会長 | 守田 猛 | 会員外 | |
| 専務理事 | 杉田 定大 | 会員外 | 日本商品委託者保護基金専務理事 |
| 理事 | 天坂 春敏 | 会員外 | (株)時事通信社元取締役 |
| 理事 | 稲垣 隆一 | 会員外 | 弁護士 |
| 理事 | 宇佐美 洋 | 会員外 | 多摩大学大学院教授 |
| 理事 | 江崎 格 | 会員外 | (株)東京工業品取引所代表執行役社長 |
| 理事 | 岡地 和道 | 会員 | 岡地(株)代表取締役社長 |
| 理事 | 梶山 敬士 | 会員外 | 弁護士 |
| 理事 | 多々良實夫 | 会員 | 豊商事(株)代表取締役会長 |
| 理事 | 玉利 望 | 会員 | (株)みずほ銀行市場営業部部長 |
| 理事 | 升田 純 | 会員外 | 中央大学法科大学院教授 |
| 理事 | 三村 光代 | 会員外 | (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問 |
| 監事 | 中島 義則 | 会員外 | 弁護士 |
| 監事 | 細金 英光 | 会員 | (株)フジトミ代表取締役社長 |
| 監事 | 横山榮一郎 | 会員外 | 公認会計士 |

2. 委員会委員の改選

任期満了に伴う常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）委員及び規律委員会委員の改選が第108回理事会（7月25日開催）の承認を得て行われました。

また、綱紀委員会委員については、第109回理事会（9月26日開催）で改正された綱紀委員会規則に基づいて同日付で9名を選任しました。（委員改選後に数人の異動があったため、10月1日現在の名簿を掲載しています。）

◆ 自主規制委員会委員

| 役名 | 氏名 | 会員/会員外 | 所属・役職等 |
|------|-------|--------|------------------------------|
| 委員長 | 荒井 史男 | 会員外 | 協会会長（弁護士） |
| 副委員長 | 升田 純 | 会員外 | 協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士） |
| 委員 | 稲垣 隆一 | 会員外 | 協会理事（弁護士） |
| 委員 | 尾崎 安央 | 会員外 | 早稲田大学大学院法学学術院教授 |
| 委員 | 河島 毅 | 会員 | 日産センチュリー証券(株)監査役 |
| 委員 | 河内 隆史 | 会員外 | 明治大学法科大学院長・教授 |
| 委員 | 近藤 益生 | 会員 | 岡地(株)取締役管理本部長 |
| 委員 | 佐川 浩 | 会員 | I Gマーケット証券(株)コンプライアンス室マネージャー |
| 委員 | 白石 知芳 | 会員 | 豊商事(株)取締役コンプライアンス部長 |
| 委員 | 椛山 敬士 | 会員外 | 協会理事（弁護士） |
| 委員 | 森 伸治 | 会員 | (株)みずほ銀行市場営業部業務開発チーム次長 |

◆ 総務委員会委員

| 役名 | 氏名 | 会員/会員外 | 所属・役職等 |
|------|--------|--------|-------------------------------------|
| 委員長 | 二家 勝明 | 会員 | 協会副会長（日産センチュリー証券(株)相談役） |
| 副委員長 | 多々良 實夫 | 会員 | 協会理事（豊商事(株)会長） |
| 委員 | 岡地 和道 | 会員 | 協会理事（岡地(株)社長） |
| 委員 | 岡本 安明 | 会員 | 岡安商事(株)会長 |
| 委員 | 小池 一弘 | 会員 | I Gマーケット証券(株)社長 |
| 委員 | 嶋田 浩 | 会員 | (株)みずほ銀行市場営業部市場業務管理チーム次長 |
| 委員 | 中島 義則 | 会員外 | 協会監事（弁護士） |
| 委員 | 細金 英光 | 会員 | 協会監事（(株)フジトミ社長） |
| 委員 | 牧田 栄次 | 会員 | エース取引(株)社長 |
| 委員 | 三村 光代 | 会員外 | 協会理事（(株)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問） |
| 委員 | 横山 榮一郎 | 会員外 | 協会監事（公認会計士） |

◆ 規律委員会委員

| 役名 | 氏名 | 会員/会員外 | 所属・役職等 |
|------|-------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 荒井 史男 | 会員外 | 協会会長（弁護士） |
| 副委員長 | 升田 純 | 会員外 | 協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士） |
| 副委員長 | 二家 勝明 | 会員 | 協会副会長（日産センチュリー証券㈱相談役） |
| 委員 | 稲垣 隆一 | 会員外 | 協会理事（弁護士） |
| 委員 | 江崎 格 | 会員外 | 協会理事（㈱東京工業品取引所社長） |
| 委員 | 岡地 和道 | 会員 | 協会理事（岡地㈱社長） |
| 委員 | 椛山 敬士 | 会員外 | 協会理事（弁護士） |
| 委員 | 多々良實夫 | 会員 | 協会理事（豊商事㈱会長） |

◆ 綱紀委員会委員

| 役名 | 氏名 | 会員/会員外 | 所属・役職等 |
|-----|-------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 天坂 春敏 | 会員外 | 協会理事（元㈱時事通信社取締役） |
| 委員 | 稲垣 隆一 | 会員外 | 協会理事（弁護士） |
| 委員 | 高井 康行 | 会員外 | 弁護士 |
| 委員 | 高木 賢 | 会員外 | 弁護士 |
| 委員 | 多々良實夫 | 会員 | 協会理事（豊商事㈱会長） |
| 委員 | 二家 勝明 | 会員 | 協会副会長（日産センチュリー証券㈱相談役） |
| 委員 | 細金 英光 | 会員 | 協会監事（㈱フジトミ社長） |
| 委員 | 守田 猛 | 会員外 | 協会副会長 |
| 委員 | 山崎 宏征 | 会員外 | 弁護士 |

Ⅲ. 産業構造審議会商品先物取引分科会報告書に伴う本会の対応について

1. 産業構造審議会商品先物取引分科会について

前号の会報（平成 24 年 6 月 1 日）で掲載しました産業構造審議会商品先物取引分科会（以下「分科会」という。）は、6 月 18 日の[第 6 回会合](#)において報告書（案）に関する意見交換を行って一連の審議を終えました。

そして、7 月 2 日から 31 日まで分科会報告書（案）の[意見募集](#)が行われた後、8 月 21 日に「[産業構造審議会商品先物取引分科会報告書](#) ～我が国経済の競争力強化を目指し、開かれた、健全で、活力と魅力ある市場の実現～」として公表され、農林水産大臣と経済産業大臣に答申されました。

この中で、本会の自主規制事業等について、以下のとおり勧誘規制をより実効的なものにするための自主規制の充実と、個人投資家に対する外務員の役割に関する考え方が述べられました。

なお、分科会報告書の「終わりに」には、「本報告書に記載した事項については、商品市場の活性化や店頭取引の拡大などに、専門的な観点から詳細を検討し、具体的な実行内容を確定し、本年度中を目途に本分科会を開催し、実行内容を報告するものとする。」とありますので、年度末には分科会が開催される見込みです。

Ⅱ. 多様な取引参加者の拡大

1. 取引参加者の拡大

(4) 個人投資家

- ② 個人の委託者に接する外務員は、法令遵守による委託者保護の役割に加え、商品先物市場における流動性を高めその機能を発揮させるという役割を担っており、法令遵守の徹底に加えて、商品市況や資産運用に関する相談に的確に対応しうるよう資質の向上を図るべきである。

Ⅳ. 勧誘規制の扱いについて

2. 勧誘規制のあり方について

(2) 自主規制の充実について

- ① 不招請勧誘の禁止をはじめとする勧誘規制をより実効的なものにするためには、政府による監督に加え、自主規制機関によるトラブルの防止に向けた指導・監督などの積極的な取組みを行っていくことが有効である。また、これらの取組みを踏まえつつ、商品先物取引業者自らがコンプライアンスを向上させることが重要である。

また、3 月 9 日に国会に提出された総合取引所の実現に向けた制度の整備を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」については、7 月 27 日に参議院、9 月 6 日に衆議院で可決し、9 月 12 日に公布されています。

この法律（総合取引所の実現に向けた制度の整備に係る規定）の施行期日は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することに

なっています。

2. コンプライアンス体制確立プログラムについて

本会では、従前からトラブル防止に関しては未取引の苦情が発生した場合の指導や苦情、紛争の多い会員への指導を実施し、外務員の資質に関しては外務員資格試験及び登録更新講習を運営していますが、分科会報告書の考え方を踏まえ、さらなる信頼性の向上を通じて公正かつ円滑な商品デリバティブ取引を実現するため、本会として積極的に取り組む施策について検討を行いました。

そして、7月20日開催の第51回と9月10日開催の第52回自主規制委員会の議論を経て、9月26日開催の第109回理事会において以下のとおり「コンプライアンス体制確立プログラム」を決定しました。

本プログラムは、①平成23年1月1日に完全施行された商品先物取引法体系の下でのコンプライアンス体制の確立に向けて施策を推進すること、②ビジネスの相手方及び方法に合わせて実効性ある方策を実施する、特に一般個人を相手方とする対面営業に伴うトラブル発生を最小化を目指して集中的に取り組むこととし、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るための諸施策を実施していくものです。

コンプライアンス体制確立プログラム

日本商品先物取引協会
(平成24年9月26日理事会決定)

平成23年1月1日に完全施行された商品先物取引法（以下「法」という。）の下で、商品先物取引業者は、商品デリバティブ取引の仲介者として、商品先物市場の資産運用や産業インフラとしての機能を発揮させるための重要な役割を担っていることから、主務省において「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）及び「商品先物取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）が整備され、経営レベルから実務レベルに至る体制整備と、健全かつ適切な業務運営を確保することが強く求められている。

この中で、コンプライアンスに関しては、その基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等を策定し、それを役職員に対して周知することにより、法令違反や社会規範に違反する事態を招来させないための社内体制の整備とその適正な運営を具体化し、実践することが求められている。

さらに、平成24年8月21日に公表された産業構造審議会商品先物取引分科会報告書において、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等の積極的な取り組みとともに、商品先物取引業者自らがコンプライアンスを向上させることが重要であること、外務員の法令遵守意識の徹底が重要であることが改めて強調された。

本会では、これまでも平成18年12月の「商品取引トラブル解消アクションプログラム」の施策を皮切りにトラブル解消に向けた様々な施策を実施し、会員もこれらの施策に取り

組んできた結果、勧誘の適正化と内部管理体制の整備が進みトラブル件数が大幅に減少してきたところである。

今般、法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止と会員のビジネスモデル（相手方及び方法）の多様化といった情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るために以下の方策を実施する。特に、一般個人（以下「個人顧客」という。）を相手方とする対面営業についてはトラブル発生リスクが付きまとうことから、きめ細かに対応していくことが肝要であり、その発生の最小化を目指して、このプログラムに沿って集中的に取り組むこととする。

1. コンプライアンス体制の確立

(1) コンプライアンス体制に関する会員の自己点検

法施行から1年6か月以上経過したことから、法体系下で求められるコンプライアンス体制の水準を踏まえ、全会員において自社のビジネスモデルに対応した自己点検を行うとともに、その結果を本会に報告するよう求める。

点検項目については、監督指針の「Ⅱ-4-1 法令遵守体制」及び検査マニュアルの「Ⅲ-1-1 2. 法令等遵守態勢」に掲げられている以下の内容とする。

- ① 法令遵守の実践に係る基本的な方針、実践計画（コンプライアンス・プログラム）、行動規範（コンプライアンス・マニュアル）、法令違反者に対する社内処分を行うための懲罰規程等の社内規則の策定
- ② 役職員等に対する法令遵守に関する研修、教育（実践計画等の周知を含む）
- ③ 法令遵守を一元的に管理する体制（担当部署や責任者等の設置）
- ④ 法令遵守に関する情報が取締役会等までの確に連絡、報告される体制
- ⑤ 社内監査や外部監査のほか、例えばトラブルの発生状況の把握、分析等を通じたコンプライアンス体制の評価及びフォローアップ
- ⑥ ⑤に基づいたコンプライアンス体制の適宜の見直しによる実効性の確保

(2) 会員の自己点検の結果を踏まえた指導等

会員のビジネスの相手方及び方法、商品先物取引業の規模等のほか、トラブルの発生状況を踏まえ、上記(1)の会員から報告されたコンプライアンス体制に関する自己点検の結果を精査した上で取りまとめるとともに、コンプライアンス体制が不十分であると認められる会員に対しては、その充実に向けた改善指導を行う。

また、これらの情報については、コンプライアンス体制の確立に向けた自主的な取り組みを促していくため、会員に提供する。

(3) 社内監査結果を踏まえた指導等

- ① 監査規則第10条第2項及び第3項に基づいて会員から提出された社内監査の実施体制に関する報告書及び社内監査報告書の記載内容を分析し、適切に業務改善がなされる体制とその実施状況について確認作業を実施（オフサイト調査）することとする。また、オフサイト調査の結果を踏まえ、実地監査を実施（オンサイト調査）して社内監査体制の現状を正確に把握した上で、社内監査が有効に機能するよう必要な改善指導を行う。

② 会員の社内監査の実効性を確保するため、上記①の確認作業と実地監査により蓄積された各種情報については、社内監査項目、着眼点、留意点などとして取りまとめ、会員に提供する。

(4) 社内監査を通じたコンプライアンス体制の継続的な見直しの徹底

会員は監査規則第10条第1項に基づいて社内監査を一事業年度に1回以上実施しており、監督指針及び検査マニュアルにおいてコンプライアンス体制も社内監査の対象と位置付けられていることから、コンプライアンス体制の維持、向上が図られるよう社内監査の徹底を図る。

(5) コンプライアンスに関するセミナーの開催

経営者及びコンプライアンス担当部署の責任者等を対象としたセミナーを開催し、コンプライアンス体制の整備の意義並びに体制の評価とフォローアップの重要性と具体的な手法についての認識を深める。

2. 外務員の資質向上

外務員については、法第202条で「外務員は、その所属する商品先物取引業者に代わって、第200条第1項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。」と規定されており、その行為は商品先物取引業者を代表するものと位置付けられている。このように外務員は商品先物取引業において欠くことのできない重要な存在となっている。特に、個人顧客と商品先物市場を繋ぐ重要な役割を担っている外務員は、法令の遵守はもとより、個人顧客のニーズを的確に汲み取り、そのニーズに応じた専門的なアドバイスを行う資質と高い職業倫理が求められている。

外務員の資質の向上については、経営者が自らの責任において積極的に取り組むべきものであり、法改正等を含めた社会情勢の変化に常に注意を払っていくことが基本である。

本会では、外務員資格試験及び登録更新講習の適正かつ円滑な運営を確保して、外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する基礎的な知識の習得とリニューアルを図ることとする。さらに、会員の社員教育が効果的に実施されるよう必要なセミナーを開催するとともに、次の取組みを行うこととする。

(1) 個人顧客に対応する心構え（外務員倫理）の確立

外務員資格試験のテキストである「商品先物取引業務の基礎知識」を改訂し、個人顧客のニーズに応え得る資産運用に関する基礎知識のほか、取引に対する行動心理等を含めた個人顧客に対応する心構え（外務員倫理）に関する基本的な事項についての記述を充実する。

(2) 商品市況等に関する知識の向上

商品の需給や価格の変動要因等に関する情報等を取りまとめたコモディティハンドブックを作成し、会員に提供する。

(3) 講師の派遣

法令遵守に関する会員の社内研修に当たり、会員の要請に応じて本会の職員を講師として派遣する。

3. 協会事業の展開

本会では、従前より会員に対する指導、制裁、外務員に対する指導等を実施する一方、トラブルの未然防止の観点から相談センターに申出のあった苦情・紛争に関する情報を会員に提供するとともに、顧客向けの注意喚起としてホームページに「商品デリバティブ取引を行う皆様へ（注意すべき事項）」を掲載してきている。本プログラムを実施するに当たり、これらの業務を引き続き効果的かつ機動的に展開することとする。

(1) 会員に対する指導の徹底

① 未取引の苦情が発生した場合の指導

現在、本会相談センターに申出のなされた商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（未取引のものに限る。）については、「商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置について」（平成 23 年 1 月 26 日理事会決定）により、当該会員の管理部門に対し、社内調査の実施とその結果を踏まえた社内処分及び改善策の報告を求め、当該報告の内容を精査した上で個別に指導等を行ってきた。

今後は、対象となる苦情が発生した都度、当該会員の営業部門、管理部門の責任者及び関与した外務員本人を直ちに本会に招致してヒアリングを実施して事実関係を確認した上で、効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行う。

② 苦情・紛争の多い会員への指導

上記①の対象となる苦情を含め、苦情・紛争の多い場合には、当該会員の代表者を本会に招致し、その内容に応じて注意喚起を行うとともに、速やかに改善策を取りまとめ、本会に報告書として提出するよう要請する。

なお、必要に応じて関与した外務員に対しても調査、指導等を行う。

(2) 会員に対する制裁、外務員に対する指導等の厳正な実施

① 違反等行為が判明した場合はもとより、上記(1)の指導等を行っても法令遵守に係る実効性が上がらないなどの場合には、当該会員に対して制裁規程に基づく制裁等を厳正に実施する。

② 苦情・紛争において違反等行為が判明した場合には、当該苦情・紛争に関与した外務員に対して役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）に基づく指導等を厳正に実施する。

また、会員にあっては、外務員の違反等行為が判明したときは、指導等規則に基づいて本会への届出を確実に履行するものとする。

(3) トラブル防止のための情報提供の充実

① 会員の実務の改善に結びつく情報提供の充実

相談センターに申出のあった苦情・紛争の当事者である会員においては、当該事案を実務の改善に結びつけてトラブルの未然防止に役立てる必要があるが、さらに他の会員においても同様の効果が得られるよう、問い合わせを含めた申出内容等を分析、整理した上で、定期的に提供するなど情報提供を充実する。

② リスク管理の重要性などトラブルの防止に繋がる顧客への情報提供

法第 217 条に基づいて会員が作成している商品取引契約の締結前交付書面の記載内容を踏まえ、商品取引契約の締結前、締結後の取引時というように顧客の段階に応じたトラブルの防止に繋がる情報を作成し、顧客に提供する。

また、苦情、紛争について、件数の動向や内容の分析等を行って定期的に公表する。

以 上

IV. 商品先物取引法施行規則等の一部を改正する省令案について

平成 24 年 10 月 5 日、商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案に対する[意見募集](#)が始まりました（募集期間は 11 月 5 日まで）。

このうち商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）の一部の改正については、8 月 21 日に公表された[産業構造審議会商品先物取引分科会報告書](#)（以下「分科会報告書」という。）において指摘された事項であり、以下のような概要になっています。

なお、今後のスケジュールとしては、[意見募集](#)を締め切った後、改正省令が確定するとともに、意見に対する主務省の考え方が示され、公布及び施行となります。

○純資産額規制比率に係る規制に関する改正（商品先物取引法第 211 条第 1 項関係）

[分科会報告書](#) 10 ページ(3)

「金融商品取引業者による商品先物市場への参入を容易にするために、提出書類の様式を弾力化するなど商品先物取引法上の負担軽減を図るべき。」

金融商品取引業者を兼業している商品先物取引業者については、毎月の自己資本規制比率をもって、毎月末の純資産額規制比率の届出に代替することを可能にする。また、金融商品取引法に基づくリスク相当額、自己資本規制比率の状況の把握をすることで、商品先物取引法に基づくリスク相当額、純資産額規制比率の状況の営業日ごとの把握義務を免除する。（省令第 99 条関係、第 100 条関係）

○プログラムによる自動売買の受託を可能とする改正（法第 214 条第 3 号関係）

[分科会報告書](#) 7 ページ(2)

「また、プログラムによる自動売買については、FX 等において行われているほか、商品先物でもプロップハウス等の自己取引において行われている。さらに、個人投資家等が商品先物取引業者に委託する取引についても可能とする制度的手当を図るべきである。」

対象は国内商品市場取引又は外国商品市場取引である取引所取引であり、委託者から使用可能な証拠金の総額について同意を得ることを条件として、プログラムによる自動売買を容認する。また、委託者保護を徹底するため、プログラムによる自動売買の契約を書面等により締結するとともに、プログラム売買に関する概要等を記載した書面の交付を義務付ける。（省令第 102 条関係）

○特定同意等による一任取引の例外を設ける改正（法第 214 条第 3 号関係）

[分科会報告書](#) 9 ページ(1)

「また、現行法上一任取引が禁止されているため、商品先物取引業者に対して個々に数量、価格、タイミングの注文指示を足すための専従者を長時間配置せざるをえないという当業者の負担を軽減するために、プロの当業者に限って、包括的な注文指示をしやすくするように制度の見直しを行うべきである。」

対象は国内商品市場取引又は外国商品市場取引である取引所取引であり、特定業者や特定委託者といった一定のプロに限定した上で、省令第 101 条各号の指示事項のうち、第 3 号の「数量」と第 4 号「対価の額又は約定価格等（指値又は成行の別を含む。）」について、発注先の商品先物取引業者が市場の状況に応じて、事前に定められた一定の制限の範囲内において判断して適宜注文することができる。（省令第 102 条関係）

○継続的取引関係にある者に対する不招請勧誘の禁止に関する改正（法第 214 条第 9 号関係）

[分科会報告書](#) 15 ページ①

「商品先物取引やこれに類する形の取引に関する経験を有する者については、より実態を踏まえた勧誘規制とすることが適当である。すなわち、総合的な取引所が具体的に視野に入り、参加する商品先物取引業者の拡大が期待される中で、一定以上のリスクを有する投資商品について既に取引を行っている顧客に対する不招請勧誘のあり方についても整理すべきである。」

金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を継続的に自社と行っている顧客に対しても、商品に関する取引所取引の電話や訪問による勧誘を行うことを容認する。ただし、委託者保護を一層担保するため、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回数実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することとの要件を課す。（省令第 102 条の 2 関係）

V. 「コモディティハンドブック」及び「日商協ゼミナール」の紹介

平成24年8月21日に公表された産業構造審議会商品先物取引分科会報告書において、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等の積極的な取組みとともに、商品先物取引業者自らがコンプライアンスを向上させることが重要であること、外務員の法令遵守意識の徹底が重要であることが改めて強調されました。これを踏まえ、本会においては、「コンプライアンス体制確立プログラム」(Ⅲ. 参照)を理事会で決議し、会員と一体となって更なるコンプライアンスレベルの向上を図るための様々な方策を実施することとなりました。その一環として、外務員の資質向上のため次の施策を行います。

1. コモディティハンドブックの作成

商品市況等に関する知識の向上を図るため、商品の需給や価格の変動要因等に関する情報等を取りまとめた「コモディティハンドブック」を作成し、会員に提供することとしております。これは、「貴金属」、「石油・ゴム」、「農産物」の三篇構成で、先ず「貴金属」編を現在編集中です。

2. 日商協ゼミナールの開催

従前より外務員の基本的な知識の習得に寄与するため、日商協ゼミナールを開催しており、平成23年度と平成24年度は(表1)のとおり開催しております。

現在、多くの方々に参加していただくために開始時間の変更や、会員外の方々にもご活用いただけるよう積極的に外部に周知することなどを検討しております。正式に決定しましたら、ご案内申し上げます。

なお、今後の日商協ゼミナールの予定は(表2)のとおりです。

(表1) 平成23年度、平成24年度の日商協ゼミナール開催状況

【平成23年度】

| 開催日 | テーマ | 講師 |
|--------|--|------------------------------|
| 11月25日 | 「2012年の国際商品市場」 — 農産品・石油・貴金属の動向 | 資源・食糧問題研究所 代表 柴田 明夫 |
| 12月2日 | 「2012年の金・プラチナ市場動向をよむ」 | 豊島逸夫事務所 代表 豊島 逸夫 |
| 12月9日 | 「新しい商品先物取引法・ここがポイント」 | 升田純法律事務所 弁護士 升田 純 |
| 12月16日 | 「最新判例にみる金融商品トラブルの現状と対応策」 — 商品先物取引業務の留意点 | 弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸 |

【平成 24 年度】（第 1 期）

| 開催日 | テーマ | 講師 |
|-------|--|--|
| 6月26日 | 「ユーロ危機と今後の為替相場」 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 執行役員 調査部長 五十嵐 敬喜 |
| 7月6日 | 「2012年後半の金・プラチナ市場動向をよむ」 | 豊島逸夫事務所 代表 豊島 逸夫 |
| 7月9日 | 「最新判例にみる商品先物トラブルの現状と対応策」 — 新法施行の前後でこう変わった | 弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸 |
| 7月27日 | 「商品先物・金融商品の税金知識に強くなる」 — Q&A方式でわかりやすく解説 | 中央会計事務所 税理士 柏倉 修 |

（表 2）今後の予定（平成 24 年度 第 2 期、第 3 期）

| 開催日 | テーマ | 講師（未定） |
|-----------|----------------------|---------------|
| 11月30日（金） | 「金融商品取引のトラブルの実状と対応策」 | 弁護士 |
| 12月7日（金） | 「2014年 為替展望」 | シンクタンク エコノミスト |
| 12月14日（金） | 「2014年 農産品展望」 | アナリスト |
| 12月21日（金） | 「2014年 貴金属展望」 | アナリスト |
| 3月8日（金） | 「新法下の商品先物取引業務の留意点」 | 大学教授 又は 弁護士 |
| 3月15日（金） | 「国際商品展望」 | エコノミスト |
| 3月22日（金） | 「為替展望」 | エコノミスト |

VI. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

| 年度 | 商先業者数 | | 国内市場 売買枚数 (千枚) | 国内市場 取組高 (年度末) (千枚) | 商先業者 国内市場 売買枚数 (千枚) | 国内取引を行 う社の外務員 (年度末) (人) | 手数料収入 (百万円) | |
|---------|-------|--------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------------|-------|
| | 全体 | 国内取引 を行う社 | | | | | | |
| 平成11年度 | | 110 | 176,565 | 2,271 | 155,456 | 13,596 | 284,219 | |
| 平成12年度 | | 106 | 222,293 | 2,731 | 206,837 | 14,132 | 297,306 | |
| 平成13年度 | | 105 | 254,387 | 2,795 | 225,333 | 14,757 | 321,176 | |
| 平成14年度 | | 100 | 284,971 | 2,672 | 250,106 | 14,773 | 339,061 | |
| 平成15年度 | | 97 | 311,580 | 2,670 | 268,384 | 14,894 | 345,757 | |
| 平成16年度 | | 96 | 269,357 | 2,051 | 240,745 | 14,611 | 292,154 | |
| 平成17年度 | | 86 | 215,489 | 1,514 | 182,145 | 12,055 | 223,839 | |
| 平成18年度 | | 79 | 170,133 | 1,080 | 141,951 | 9,678 | 153,760 | |
| 平成19年度 | | 70 | 142,141 | 661 | 114,494 | 6,926 | 113,659 | |
| 平成20年度 | | 49 | 92,623 | 415 | 63,641 | 4,801 | 62,128 | |
| 平成21年度 | | 37 | 68,518 | 447 | 44,990 | 3,511 | 48,420 | |
| 平成22年度 | 53 | 33 | 63,510 | 393 | 44,654 | 2,784 | 44,236 | |
| 平成23年度 | 59 | 33 | 65,818 | 394 | 50,662 | 2,405 | 46,222 | |
| | 4月 | 58 | 31 | 3,925 | 402 | 3,261 | 2,343 | 2,728 |
| | 5月 | 59 | 33 | 4,590 | 395 | 3,743 | 2,481 | 3,011 |
| | 6月 | 59 | 33 | 4,385 | 380 | 3,669 | 2,482 | 2,879 |
| | 7月 | 59 | 33 | 4,184 | 389 | 3,577 | 2,460 | 2,985 |
| | 8月 | 59 | 33 | 4,062 | 400 | 3,390 | 2,435 | 3,127 |
| | 9月 | 57 | 32 | 4,887 | 383 | 集計中 | 2,404 | 集計中 |
| 平成24年度 | | | 26,034 | — | 17,640 | — | 14,730 | |
| (前年同期比) | | | 72.71% | | 82.08% | | 70.73% | |

(注) 商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内商品市場取引に限り主務大臣より許可を得て営業を行っていた。

(注) H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

出典： 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

VI. 統計資料

2. 登録外務員数の推移

平成21年度まで

単位：人

| | 前年度末外務員数 | 新規登録者数 | 登録更新者数 | 登録抹消者数 | 当年度末外務員数 |
|--------|----------|--------|--------|--------|----------|
| 平成15年度 | 14,773 | 5,619 | 2,487 | 5,498 | 14,894 |
| 平成16年度 | 14,894 | 4,872 | 2,473 | 5,155 | 14,611 |
| 平成17年度 | 14,611 | 4,271 | 729 | 6,827 | 12,055 |
| 平成18年度 | 12,055 | 2,695 | 545 | 5,072 | 9,678 |
| 平成19年度 | 9,678 | 1,668 | 457 | 4,420 | 6,926 |
| 平成20年度 | 6,926 | 980 | 287 | 3,105 | 4,801 |
| 平成21年度 | 4,801 | 715 | 887 | 2,005 | 3,511 |

平成22-23年度

単位：人

| | 前月末外務員数 | | | 新規登録者数 | | | 登録更新者数 | | | 登録抹消者数 | | | 当月末外務員数 | | |
|--------|---------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|---------|----------|--------|
| | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 |
| 平成22年度 | 3,511 | 3,511 | 0 | 314 | 301 | 0 | 603 | 603 | 0 | 1,028 | 1,028 | 0 | 2,797 | 2,784 | 0 |
| 平成23年度 | 2,797 | 2,784 | 0 | 28,208 | 388 | 308 | 218 | 218 | 0 | 1,932 | 767 | 36 | 29,073 | 2,405 | 272 |

※ 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記しています。

平成24年度

単位：人

| | 前月末外務員数 | | | 新規登録者数 | | | 登録更新者数 | | | 登録抹消者数 | | | 当月末外務員数 | | |
|-----|---------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|---------|----------|--------|
| | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 | 合計 | うち国内商品市場 | うち仲介業者 |
| 4月 | 29,073 | 2,405 | 272 | 596 | 18 | 1 | 2 | 2 | 0 | 682 | 44 | 40 | 28,987 | 2,343 | 233 |
| 5月 | 28,991 | 2,347 | 233 | 468 | 183 | 33 | 11 | 11 | 0 | 162 | 54 | 17 | 29,297 | 2,485 | 249 |
| 6月 | 29,297 | 2,485 | 249 | 329 | 49 | 3 | 8 | 8 | 0 | 142 | 48 | 17 | 29,484 | 2,486 | 235 |
| 7月 | 29,484 | 2,486 | 235 | 263 | 27 | 0 | 92 | 92 | 0 | 220 | 53 | 4 | 29,527 | 2,460 | 231 |
| 8月 | 29,527 | 2,460 | 231 | 232 | 19 | 0 | 10 | 10 | 0 | 162 | 44 | 10 | 29,597 | 2,435 | 221 |
| 9月 | 29,597 | 2,435 | 221 | 196 | 11 | 0 | 12 | 12 | 0 | 155 | 42 | 5 | 29,638 | 2,404 | 216 |
| 10月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

VI. 統計資料

3. 平成24年度 苦情・紛争受付状況 (9月分)

(1) 9月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

① トラブル解決の受付状況

苦情申出に紛争直接申出を加算した件数（日商協に解決を委ねられたトラブルの件数）は4件〔苦情申出3件＋紛争直接申出1件〕（前年同月8件）であり、未取引の苦情はなかった。また、申出事由の内訳は「不当勧誘類型」が2件、「仕切回避類型」が2件であり、「不当勧誘類型」の内容は全て「断定的判断の提供」に関するものであった。
平成24年度4月～9月の累計は25件（前年度4月～9月は33件）で前年比8件減となっている。

② 問い合わせの状況

問い合わせは48件（前年同月101件）であった。
平成24年度4月～9月の累計は314件（前年度4月～9月は463件）で前年比149件減となっており、その内訳は、現会員等に関するもの162件、元会員等に関するもの39件、その他113件となっている。

③ 苦情の受付状況

苦情申出は3件（前年同月6件）であった。
平成24年度4月～9月の累計は18件（前年度4月～9月は29件）で前年比11件減となっている。

④ 紛争仲介の受付状況

紛争申出は1件（前年同月4件）であり、全て紛争直接申出であった。
平成24年度4月～9月の累計は14件（前年度4月～9月は11件）で前年比3件増となっている。

(2) 9月の問い合わせ・苦情等受付状況（件数）

問い合わせ受付状況

| | 23年度 | | | | | | | | | | 24年度 | | | | | | | | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|-----|---------|--------|--------|-------|------|------|------|------|------|-----|---------|--------|--------|
| | 問い合わせ | 現会員等 | 国内商品 | | | 元会員等 | その他 | うち海外先物等 | | うち FX等 | 問い合わせ | 現会員等 | 国内商品 | | | 元会員等 | その他 | うち海外先物等 | | うち FX等 |
| | | | 国内商品 | 外国商品 | 店頭商品 | | | うち海外先物等 | うち FX等 | | | | 国内商品 | 外国商品 | 店頭商品 | | | うち海外先物等 | うち FX等 | |
| 4月 | 68 | 30 | 26 | 0 | 4 | 12 | 26 | 9 | 1 | 41 | 22 | 20 | 1 | 1 | 3 | 16 | 2 | 2 | | |
| 5月 | 62 | 16 | 15 | 0 | 1 | 6 | 40 | 13 | 1 | 45 | 21 | 19 | 0 | 2 | 5 | 19 | 5 | 3 | | |
| 6月 | 75 | 21 | 19 | 0 | 2 | 15 | 39 | 13 | 1 | 50 | 25 | 23 | 1 | 1 | 8 | 17 | 4 | 2 | | |
| 7月 | 68 | 29 | 24 | 0 | 5 | 7 | 32 | 10 | 0 | 65 | 34 | 30 | 1 | 3 | 8 | 23 | 2 | 2 | | |
| 8月 | 89 | 37 | 32 | 2 | 3 | 25 | 27 | 9 | 0 | 65 | 36 | 32 | 0 | 4 | 12 | 17 | 4 | 4 | | |
| 9月 | 101 | 34 | 30 | 0 | 4 | 28 | 39 | 6 | 2 | 48 | 24 | 18 | 0 | 6 | 3 | 21 | 4 | 3 | | |
| 10月 | 88 | 40 | 38 | 2 | 0 | 11 | 37 | 8 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 57 | 24 | 22 | 1 | 1 | 12 | 21 | 6 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 66 | 25 | 23 | 1 | 1 | 9 | 32 | 7 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 69 | 26 | 24 | 1 | 1 | 9 | 34 | 7 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 2月 | 74 | 39 | 30 | 3 | 6 | 16 | 19 | 5 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 51 | 32 | 28 | 2 | 2 | 2 | 17 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 868 | 353 | 311 | 12 | 30 | 152 | 363 | 95 | 9 | 314 | 162 | 142 | 3 | 17 | 39 | 113 | 21 | 16 | | |
| 4月～9月 | 463 | 167 | 146 | 2 | 19 | 93 | 203 | 60 | 5 | 314 | 162 | 142 | 3 | 17 | 39 | 113 | 21 | 16 | | |

※上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。
 ※上記問い合わせの「元会員等」は受託業務廃止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。
 ※上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロコロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

苦情・紛争仲介受付状況

| | 23年度 | | | | | 24年度 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|------|----------------|---------|--------|------|------|------|--------|--------|----------------|---------|------|------|------|--------|--------|----|
| | 苦情 (C) | 紛争仲介 | うち紛争仲介直接申出 (D) | (C)+(D) | 苦情 (C) | 紛争仲介 | | | | | うち紛争仲介直接申出 (D) | (C)+(D) | | | | | | |
| | | | | | | 国内商品 | 外国商品 | 店頭商品 | うちスワップ | うちCFD等 | | | 国内商品 | 外国商品 | 店頭商品 | うちスワップ | うちCFD等 | |
| 4月 | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 5月 | 3 | 1 | 1 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 6月 | 7 | 0 | 0 | 7 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 7月 | 4 | 2 | 1 | 5 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 8月 | 6 | 0 | 0 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 |
| 9月 | 6 | 4 | 2 | 8 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 10月 | 4 | 2 | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 2 | 1 | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 8 | 2 | 1 | 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 6 | 1 | 0 | 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | 7 | 5 | 2 | 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 4 | 5 | 0 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 60 | 27 | 9 | 69 | 18 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 25 |
| 4月～9月 | 29 | 11 | 4 | 33 | 18 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 25 |

不当勧誘類型に占める未取引

| | 23年度 | | 24年度 | |
|-----|------|-----|------|-----|
| | 不当勧誘 | 未取引 | 不当勧誘 | 未取引 |
| 4月 | 2 | 0 | 4 | 0 |
| 5月 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| 6月 | 6 | 2 | 3 | 0 |
| 7月 | 3 | 2 | 2 | 0 |
| 8月 | 3 | 2 | 5 | 0 |
| 9月 | 8 | 2 | 2 | 0 |
| 10月 | 5 | 0 | | |
| 11月 | 2 | 0 | | |
| 12月 | 9 | 0 | | |
| 1月 | 5 | 1 | | |
| 2月 | 7 | 0 | | |
| 3月 | 4 | 1 | | |
| 合計 | 57 | 10 | 19 | 1 |

※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。

申出事由類型別状況

| 申出事由 | 23年度 | | | 24年度 | | |
|--------|------|--------|------|------|--------|------|
| | 件数 | 比率% | 実会員数 | 件数 | 比率% | 実会員数 |
| 不当勧誘類型 | 57 | 82.6% | 19 | 19 | 76.0% | 12 |
| 一任売買類型 | 1 | 1.4% | 1 | | | |
| 無断売買類型 | 5 | 7.2% | 5 | | | |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0% | 0 | | | |
| 仕切回避類型 | 3 | 4.3% | 3 | 5 | 20.0% | 4 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0% | 0 | | | |
| 連絡不備類型 | 1 | 1.4% | 1 | 1 | 4.0% | 1 |
| その他 | 2 | 2.9% | 2 | | | |
| 合計 | 69 | 100.0% | 21 | 25 | 100.0% | 13 |

※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。
 ※「申出事由分類」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

紛争の処理状況

| 紛争仲介 | | あっせん又は調停の別 | 処理結果 | | | |
|------|------|------------|------|-----|-----|-----|
| 申出件数 | 繰越件数 | | 解決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 14 | 15 | あっせん | 16 | 1 | 4 | 8 |
| | | 調停 | 0 | 0 | 0 | |

※本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

VI. 統計資料

4. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京工業品取引所](#)

[\(株\)東京穀物商品取引所](#)

[関西商品取引所](#)

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会

[業界統計データ](#)

(株)日本商品清算機構

[商品取引所出来高速報等](#)

日本商品委託者保護基金

[委託者資産保全措置の状況](#)

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京工業品取引所

[先物・オプション入門](#)

(株)東京穀物商品取引所

[「農産物先物取引」講座](#)

関西商品取引所

[商品先物取引ガイド](#)

(4) 2012年度 東京工業品取引所 [検定試験のご案内](#)

この検定試験は東京工業品取引所の上場商品に関する専門的知識の修得により

- ・ 登録外務員の信頼性向上と投資家保護
- ・ 商品先物取引の普及啓発

を目的として2012年11月23日（祝日）に実施されます。

① [実施概要](#)（日時、会場等）

② [2012年度 東京工業品取引所 検定試験 受験案内書](#)

③ [テキスト](#)

編集後記

- 今年の夏の出来事を振り返りますと、まずは、ロンドンオリンピックが開催され、トップアスリートたちの競演に世界中が歓喜に沸いたことが記憶に新しいと思います。
- 一方、自然災害もありました。わが国では「九州北部豪雨」が大きな被害をもたらし、水害の恐ろしさを再認識させられたところです。
片や、米国では、穀倉地帯の中西部で記録的な大干ばつがおこり、その影響で穀物相場が急騰しました。その後、この深刻な干ばつの被害は北西部や南部、西部にまで拡大し、ついには米国の3分の2の農業地が壊滅的な被害にあうなど1956年以来「56年」ぶりの最悪な干ばつとなりました。9月に入って、ハリケーンによる豪雨が干ばつ地帯を襲ったものの、トウモロコシや大豆といった作物にとっては時期が遅く、恵みの雨とはなりません。この大干ばつによる穀物相場の高騰は、世界中から注目を集め、当面は商品先物市場に大きく影響するものと思われま
- 国内の商品先物取引業界においては、主務省が8月21日に「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」を公表しました。これを受けて、本会では「コンプライアンス体制確立プログラム」を実施することになりましたので、本会報にて詳細を掲載いたしました。現在、このプログラムの一環として商品市況に関する知識の向上に資する教材としてご活用いただけるよう、「コモディティハンドブック」を作成しております。本編でもご紹介しましたが、完成しましたら会員の皆様には改めてご案内させていただきます。
- そして、9月6日に衆議院本会議で可決、成立しました改正金融商品取引法が9月12日に公布されました。今後は総合取引所の実現に向けた具体的な動きに注目が集まりそうです。
- デジタル版での会報も今回で5回目の発行となりました。次回は来年1月の発行予定です。今後も、本会報では、会員の利便性に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2012年10月 日本商品先物取引協会役職員一同